

## ※ クーポン券の利用対象とならないもの

- ・ 国税、地方税、公共料金料等の支払い（税金、電気・ガス・水道料金、保険料等）
- ・ 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、宝くじ、乗車券、切手、はがき、印紙、電子マネーのチャージ、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・ たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 3 号に規定する製造たばこの購入（電子たばこや加熱式たばこを含む。）
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・ 土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車料金（一時預りを除く。）等の不動産に関わる支払い
- ・ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和 4 年 1 月 31 日以降となるもの
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ、その他金融商品
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ その他甲賀市又は、各登録取扱店が指定するもの

## ◎ その他留意事項

- ・ 令和 2 年度(2020 年度)における甲賀市地域経済応援クーポン券は利用できません。
- ・ クーポン券は、取扱店舗等において利用期間内に限り利用可能です。
- ・ クーポン券は、現金との引き換えは行いません。
- ・ クーポン券のつり銭は支払えません。
- ・ クーポン券には偽造防止対策が施してあります。お取引の際は十分にご注意ください。なお、盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者（甲賀市）は責を負いません。